

第 3 回 「三木市共に生きる手話言語条例」ポスター募集案内

1 主催

三木市障害福祉課、三木市手話施策推進会議

2 募集期間

令和 4 年 7 月 1 日（金）～令和 4 年 9 月 2 日（金）

3 対象者と募集部門

小学生及び中学生

（部門） 小学生低学年の部（小学 1～3 年生）

小学生高学年の部（小学 4～6 年生）

中学生の部

4 表彰（小学生低学年、小学生高学年、中学生の 3 部門それぞれ）

最優秀賞 1 点

優秀賞 各部門 1 点

5 募集要領

（1）募集内容（募集テーマ）

平成 27 年度に施行された『三木市共に生きる手話言語条例』をテーマに、手話の必要性や聴覚障がいについての理解を啓発する作品とします。

- ・手話で楽しくコミュニケーションをとっている様子
- ・聴覚障がいについての気づきなどを表す様子

（2）用紙・画材

用紙の大きさは、画用紙の四つ切（380mm×540mm）とします。

（画材は自由としますが、破損するおそれのある定形外の作品及び立体的な作品は不可）

（3）応募先

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市健康福祉部障害福祉課（担当：稲垣）

TEL 0794-82-2000（代表） FAX 0794-89-2449

（4）応募方法

応募作品の裏面右下に、必要事項を記入した別添名札を貼付したうえで、9 月 9 日（金）までに上記応募先まで郵送または持参してください。

（5）入選者の発表

10 月下旬頃、入選者に連絡するとともに、12 月の障害者週間に実施される障害者作品展示会にて掲示します。

（6）留意事項

- ・原則として学校単位での応募とします。

- ・ 作品の著作権及び出版権は、三木市障害福祉課に帰属します。
- ・ 優秀作品は、三木市ホームページ及び広報等を通じて公表するとともに、手話言語条例にかかるポスター、リーフレット等の印刷物に使用します。
- ・ 募集する作品は、オリジナル及び未発表のものに限ります。
- ・ 応募規定違反と認められた場合は、受賞後であっても受賞を取り消すことがあります。
- ・ その他、応募等に関し不明な点等がありましたら、応募先までお問い合わせください。